

行政評価シート（事務事業評価）		評価年度	3年度
事業名	包括的支援事業（介護保険特別会計）	担当課	長寿介護課
事業内容（簡潔に）	住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくことができるような各取組		

### 1 計画(PLAN):事務事業の計画的位置づけ

第7次総合計画での目的体系	基本方向	誰もが安心して暮らせるまちづくり	
	政策	健康な暮らしを守る保健・医療の充実	
	施策	健康づくりの推進	
関連する個別計画等	韮崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	根拠条例等	介護保険法

### 2 計画(PLAN):事務事業の概要

事業の目的	<p>(1) 総合相談支援業務 高齢者等の相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。</p> <p>(2) 権利擁護業務 地域において尊厳のある生活を維持し安心して生活を行うことができるよう高齢者の権利擁護のための支援を行う。</p> <p>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員等に対する支援を行う。</p>
事業の手段	<p>(1) 総合相談支援業務 電話、来所、訪問、メール等により専門職員（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等）が相談を受ける。高齢者虐待早期発見早期対応のため、「高齢者見守りネットワーク協議会」の開催、休日夜間相談業務を韮崎市立病院5階病棟に委託。</p> <p>(2) 権利擁護業務 成年後見制度の相談、研修会。虐待高齢者への対応。協議会の開催</p> <p>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 介護支援専門員勉強会、訪問介護員勉強会の開催。</p>
事業の対象	<p>(1) 総合相談支援業務 40歳～64歳 介護保険特定疾患対象者・65歳以上高齢者及び家族、関係者（保健・医療・福祉・介護等）</p> <p>(2) 権利擁護業務 成年後見制度の利用が必要とされる高齢者、親族 虐待者、被虐待者、関係機関</p> <p>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 介護支援専門員（ケアマネジャー）、訪問介護員（ヘルパー）</p>

### 3 実施(DO):投入費用及び従事職員の推移(インプット=費用+作業)

		30年度	元年度	2年度
財源内訳	A 事業費 (千円)	8,287	6,103	5,257
	国・県支出金	4,786	2,614	1,560
	その他(使用料・借入金ほか)	1,595	2,082	3,511
	一般財源	1,907	1,407	186
B 担当職員数(職員E) (人)	1.22	1.25	1.30	
C 人件費(平均人件費×E) (千円)	8,936	8,393	8,547	
D 総事業費(A+C) (千円)	17,223	14,496	13,804	
主な事業費用の説明	(1)総合相談事業（非常勤嘱託賃金(H30年度まで) 需用費 役務費 委託料 公課費)(2)権利擁護業務（報償費 需用費）(3)包括的継続的ケアマネジメント事業（報償費、旅費、負担金）			

注)平均人件費は各年度決算額(職員給与費)から算出した30年度(6,862千円)、元年度(6,715千円)、2年度(6,575千円)を使用しています。

### 4 実施(DO):事業を数字で分析(アウトプット=事業量)

指標名	指標の算出方法	実績値			
		30年度	元年度	2年度	
活動指標	1 総合相談件数	4,378件	4,444件	5,564件	
	2 内)権利擁護に関する相談延べ件数	内)電話件数	1,684件	1,688件	3,091件
		内)訪問件数	1,947件	2,100件	1,591件
3 コアメンバー会議開催回数	虐待に関する延べ相談件数	20件	14件	47件	
	成年後見(権利擁護)に関する相談	38件	52件	98件	
	合計	58件	66件	145件	
	虐待(疑いを含む)通報件数	6回	5回	7回	
	虐待(疑いを含む)通報件数	6件	5件	7件	
妥当性	<input type="checkbox"/> A 妥当である <input checked="" type="checkbox"/> B ほぼ妥当である <input type="checkbox"/> C 妥当でない				
上記活動指標と妥当性の説明	1	年間5,000件前後の相談を受けている。令和2年度はコロナ禍のため、電話対応件数が令和元年と比較し1.8倍伸びている。			
	2	総合相談件数の内権利擁護に関する相談は年々上昇しており、対応件数が増えている。			
	3	虐待(疑いを含む)通報に対しては虐待の有無の判断と今後の対応援助方針等を決定するコアメンバー会議を開催している。			

5 評価(CHECK): 事務事業評価 (アウトカム=成果・効果)

	指標名	指標の算出方法	実績値		
			30年度	元年度	2年度
成果指標 もしくは まちづくり 指標	1	総合相談受付の中で医療・福祉・介護の関係機関と連携した件数及び相談割合	938件 21.4%	921件 20.7%	1,574件 28.3%
	2	虐待者への48時間以内の対応率	100.0% 6人	100.0% 5人	100.0% 8人
	3	関係者が集まり市長申立て等の是非を検討し申立てを行った割合	100.0% 2件	100.0% 2件	100.0% 5件
成果		<input checked="" type="checkbox"/> A 上がっている <input type="checkbox"/> B ほぼ上がっている <input type="checkbox"/> C 上がっていない			
上記指標の妥当性と成果の内容説明	1	相談業務の2~3割は医療・福祉・介護関係者との連携のための相談であり、高齢者の相談を関係機関に繋げ、必要な制度、機関が対応できるようにしている。			
	2	蕪崎市虐待マニュアルにのっとり、通報後48時間以内にすべての虐待者(うたがいを含む)及び被虐待者の状況を確認した後、関係者会議を開催し、緊急性の判断と今後の対応について検討を行っている。			
	3	権利擁護相談対象者で成年後見申立てが必要であろう対象者に対して、福祉、介護、法等関係者が申立ての必要性と申立人等について検討する会議を開催し、申し立てをする親族がない場合、市長が代わって申立てを行っている。関係者間で協議が行われ、適正に対応している。			

事務事業総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> A 期待以上に達成 <input type="checkbox"/> B 期待どおりに達成 <input type="checkbox"/> C 期待以下の達成
----------	--

6 改善(ACTION): 今後の事務事業の展開

今後の事業展開	<input type="checkbox"/> 拡大(コストを集中的に投入する) <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善(事務的な改善を実施する) <input type="checkbox"/> 全部改善(内容・手段・コスト・実施主体等の見直しが必要) <input type="checkbox"/> 縮小(規模・内容を縮小、又は他の事業と統合する) <input type="checkbox"/> 廃止(廃止の検討が必要)		
事務事業の改善案	改善の概要・方向性(いつまでに、どういう形で具体化するのか)		
	令和3年度の改善計画(今後の事業展開説明)		
	<p>令和2年度に蕪崎市成年後見制度利用促進基本計画(令和3年~5年度)を策定し、令和3年4月1日から蕪崎市社会福祉協議会に専門職(社会福祉士)を配置し市関係課(福祉課、長寿介護課)と一体となり成年後見制度等権利擁護支援の総合相談窓口として中核機関を整備した。中核機関は、成年後見制度の利用について必要な人が制度を利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を目指しており、機能として①広報機能、②相談機能、③利用促進機能、④後見人支援機能がある。今後中核機関整備により利用者がメリットを実感できる制度運用していくために、関係機関の連携を更に図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内関係課(福祉課、長寿介護課)と蕪崎市社会福祉協議会で毎月1回連絡会を開催し、事業の進捗状況について確認する。</li> <li>・権利擁護に関する相談状況を庁内関係課(福祉課、長寿介護課)と蕪崎市社会福祉協議会を中核機関としてまとめる。</li> </ul>		
過去の改善経過	改善の経過	平成27年度 蕪崎市高齢者虐待対応マニュアルを作成する。 平成30年度 蕪崎市成年後見制度の利用促進に家訓する法律における地域連携ネットワーク準備会開催 令和元年度 成年後見利用促進協議会設置 令和2年度 蕪崎市成年後見制度利用促進基本計画策定	
	直近の評価結果	内部評価	令和元年度 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 全部改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止
		外部評価	令和元年度 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 全部改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止
改善案	(1) 総合相談内容の対象者や相談内容を更に分類し、業務評価を行っていく。 (2) 成年後見制度について必要な人が制度を利用できるような地域体制を構築する必要がある。R元年度は、成年後見制度利用促進協議会を発足し、制度の利用促進に関する施策についてや計画策定に向けての協議をしていく。 (3) 介護支援専門員の経験が5年以上あり、指定の研修受講終了した主任介護支援専門員と定期的な連絡会を行い、地域ケア会議で出された課題をもとに介護支援専門員の資質向上のための研修内容や、個々の介護支援専門員への支援について協議していくことでその時代、市に合った勉強会の開催を行っていく。		
課長所見	これらの事業は、地域包括支援センターの中心となる業務である。高齢人口が増え続ける状況の中、センターの役割はこれまで以上に重要となり、事業ニーズも高まっている。今後も高齢者が自分らしく地域で生活できるよう、関係する多方面の機関や地域住民との連携強化を進めていく。		